

日野町住宅リフォーム助成Q & A

日野町住宅リフォーム促進事業Q & A

1. 助成対象者について

- Q1.1 助成対象者の条件は何ですか。
- Q1.2 親名義の住宅に同居している子が申請者になることはできますか。
- Q1.3 自分が住んでいる住宅の名義が別居している親(または子)になっている。住宅の所有者ではないが申請者となることはできますか。
- Q1.4 過去に本事業の助成を受けたが、また申請できますか。
- Q1.5 夫婦(親子)で共有名義の住宅の場合、それぞれの所有者で別々に申請して2回助成を受けることはできますか。
- Q1.6 親名義の住宅に親と同居して世帯分離をしているが申請者になることはできますか。
- Q1.7 町内の住宅(空き家等)を購入し、リフォーム工事をした後に転入・転居する予定ですが、申請できますか。

2. 対象となる住宅について

- Q2.1 借家に住んでいるがリフォームの対象となりますか。
- Q2.2 店舗や事務所、または店舗併用住宅は対象になりますか。
- Q2.3 別棟の離れは助成の対象となりますか。
- Q2.4 施工業者が、自己(または家族)が所有し居住する住宅をリフォームする場合、対象になりますか。
- Q2.5 住所と住宅地番が相違している場合、対象になりますか。

3. 工事について

- Q3.1 小規模なリフォームでも対象になりますか。
- Q3.2 新築は助成の対象になりますか。
- Q3.3 解体工事や仮設工事(足場工事)は対象になりますか。
- Q3.4 自分で材料を購入して、工事する場合は対象となりますか。
- Q3.5 親戚等が他市町で工務店をしているのでそこに工事の依頼した場合は、対象となりますか。
- Q3.6-1 町外業者に一部外注(下請け)したいが、元請け業者が町内業者であれば助成の対象になりますか。
- Q3.6-2 町内に本社を有する法人が対象事業者とありますが、支店、営業所は対象業者になりませんか。
- Q3.7 家具の購入は対象になりますか。

日野町住宅リフォーム助成Q & A

Q3.8 エアコンの設置工事は対象になりますか。

Q3.9 下水道に接続するためキッチンやトイレの設備改善工事をしたいが、接続工事や配管工事は対象となりますか。

Q3.10 対象とならない工事とはどんな工事ですか。

Q3.11 諸経費は対象となりますか。

Q3.12 給湯器の取り替えは、対象になりますか。

Q3.13 床暖房設備は対象になりますか。

Q3.14 ガラスが割れたり、機械が故障した場合の修理費用は、対象になりますか。

Q3.15 床のワックスがけなどは対象になりますか。

Q3.16 オール電化にする場合は対象になりますか。

Q3.17 ベランダを修理する工事は対象になりますか。

Q3.18 現在、居住している住宅の屋根に太陽光発電の設備を取り付ける場合は対象となりますか。

Q3.19 個人住宅用の太陽光発電システムであれば、太陽光モジュールの公称最大出力が 10 キロワットを越えても対象となりますか。

Q3.20 住宅の新築に併せて太陽光発電システムを設置する場合は対象となりますか。

4. 手続きについて

Q4.1 施工業者が持参して申請してもいいですか。

5. 助成金(商品券)について

Q5.1 助成金の額はいくらですか。

Q5.2 助成金(商品券)は、いつ、どこに取りに行けばいいですか。

Q5.3 助成金(商品券)に使用期限などがありますか。

6. その他

Q6.1 この事業にはいつでも申請できますか。

Q6.2 リフォーム現場を確認しに来るのですか。

【助成対象者について】

Q1.1 助成対象者の条件は何ですか。

A 本町に居住している方または転入・転居を予定されている方で、課税地で滞納がなく、住宅の修繕等に関し、当町その他制度の助成を受けていない方が対象となります。

※当町その他制度の助成とは

福祉保健課や長寿福祉課では、住宅環境を整備するための助成として、一定の条件を満たす方が、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をすると給付金等が支給されます。また、建設計画課では、住宅の耐震改修工事を行う方に対し、補助金を交付しています。

Q1.2 親名義の住宅に同居している子が申請者になることはできますか。

A 原則として、助成対象者は住宅の所有者が申請者となりますが、同居しており生計同一関係が確認できれば、同居の家族が申請者となることも可能です。

また、既に亡くなっている家族名義の住宅で、相続は完了していないが、現在居住していることが確認できれば、実質的所有者である家族が申請者となることも可能です。

Q1.3 自分が住んでいる住宅の名義が別居している親(または子)になっている。住宅の所有者ではないが申請者となることはできますか。

A できません。

原則、「自らが所有し、居住している」場合がリフォームの対象となります。やむをえない事情がある場合は、申請前に相談してください。

Q1.4 過去に本事業の助成を受けたが、また申請できますか。

A 最初に助成金の交付を受けた年度を含む4ヵ年度の合計10万円を上限として申請可能です。また、限度額を受け取られてない限り、同一年度に複数回申請が可能です。

例) R4年度初申請⇒2万円助成
R6年度申請⇒3万円助成
R7年度申請⇒4万円助成
R7年度申請⇒1万円助成

最初に助成金の交付を受けた年度を含む4ヵ年度で最大10万円までであれば申請可能。

日野町住宅リフォーム助成Q & A

Q1.5 夫婦（親子）で共有名義の住宅の場合、それぞれの所有者で別々に申請して2回助成を受けることはできますか。

A できません。

※X（共有者Y）の場合

過去に一度も助成を受けていない場合は、X、Yどちらか一方の所有者での申請となります。過去にXが助成を受けている場合、Yは助成対象者ではありません。

Q1.6 親名義の住宅に親と同居して世帯分離をしているが、申請できますか。

A 申請できます。

世帯分離しているものの、同居し生計同一関係であることが確認できれば、所有、居住の要件を満たしているため、申請することができます。

Q1.7 町内の住宅(空き家等)を購入し、リフォーム工事をした後に転入・転居する予定ですが、申請できますか。

A 申請できます。

この場合、対象工事経費の20%を助成し、限度額も20万円になります。

ただし、工事完了後の実績報告時には転入・転居を完了している必要がある等、交付要件がありますので、必ず申請前に相談してください。

【対象となる住宅について】

Q2.1 借家に住んでいるがリフォームの対象となりますか。

A 対象になりません。

助成の対象になるのは「自己が所有し、自己の居住に供している住宅」であり、賃貸アパート等のリフォームは対象になりません。

Q2.2 店舗や事務所、または店舗併用住宅は対象になりますか。

A 店舗等は対象になりません。

併用住宅の場合は、住居部分のリフォームのみ対象になります。（※居住工事部分と店舗工事部分の見積書を分けて提出してください。）

Q2.3 別棟の離れは助成の対象となりますか。

A 自らが所有しており、居住（生活）するための離れであれば、対象になります。ただし、「居住の用に供して」いない場合（蔵、物置、車庫など）は対象になりません。また、「固定資産評価証明書」に記載のない建物についても対象とはなりません。

日野町住宅リフォーム助成Q & A

Q2.4 施工業者が、自己(または家族)が所有し居住する住宅をリフォームする場合、対象になりますか。

A 助成の対象になります。

ただし、見積書については、金額の根拠や比較ができるように、合い見積書の提出が必要になります。

Q2.5 住所と住宅地番が相違している場合、対象になりますか。

A 地続きの場合、固定資産はいくつかの土地に分かれていることから建物の所在地と代表地番の住所としていることがあります。

住所と住宅の所在地は一致しないものの、実質的に所有、居住の要件を満たしている確認ができれば助成の対象になります。

【工事について】

Q3.1 小規模なリフォーム工事でも対象になりますか。

A 工事に要する経費が20万円以上のリフォーム工事であれば、対象になります。

Q3.2 新築は助成の対象になりますか。

A 対象になりません。(※太陽光発電システム設置住宅を除く。)

例 1) 既存の住宅を一部解体し、部分的に改築する ⇒ 補助対象

例 2) 既存の住宅を解体し、住宅を新築する ⇒ 補助対象外

例 3) 既存の住宅はそのままに、別棟の倉庫を住居に改築する ⇒ 補助対象外

Q3.3 解体工事や仮設工事（足場工事）は対象になりますか。

A 居住住宅本体にかかる工事であれば対象になります。

Q3.4 自分で材料を購入して、工事する場合は対象となりますか。

A 対象になりません。

この事業は、町内における地域経済の活性化を図ることを目的の1つとしています。したがって、町内の工務店などの施工業者を利用することが条件となります。

Q3.5 親戚等が他市町で工務店をしているのでそこに工事の依頼した場合は、対象となりますか。

A 対象になりません。

この事業は、町内における地域経済の活性化を図ることを目的の1つとしています。したがって、町外の施工業者に発注するリフォーム工事は対象にはなりません。

日野町住宅リフォーム助成Q & A

Q3.6-1 町外業者に一部外注（下請け）させるが、元請け業者が町内業者であれば助成の対象になりますか。

A 外注もできる限り町内業者でお願いしたいところですが、材料調達、施工等すべて町内業者で完結できない場合も考えられるため、元請け業者が町内業者であれば町外業者への外注についても助成対象となります。ただし、一括下請けの場合は対象とはなりません。

Q3.6-2 町内に本社を有する法人が対象事業者とありますが、支店、営業所は対象業者になりませんか。

A 対象になりません。

この事業は、町内における地域経済の活性化を図ることを目的の1つとしています。町内の施工業者（建築組合会員だけでも100社以上）だけでリフォーム工事への対応は十分に可能であり、支店等にも拡大する必要がないため、本社を有する法人に限定しています。

Q3.7 家具の購入は対象になりますか。

A 対象になりません。

ただし、造作家具や埋め込みの家具など、取り外しができない住宅の設備として、大工工事で作られる家具は助成対象になります。

Q3.8 エアコンの設置工事は対象になりますか。

A 対象になりません。

エアコン、カーテン、家具、照明設備など建設工事を行うことなく自ら設置することが可能なもの、いわゆる家財の購入は「住宅の工事」ではないため、補助対象外としています。

ただし、内装のリフォーム工事に併せて購入する場合などで、新規にエアコン等を取り付けた場合は工事費として一括で助成対象に含まれます。

Q3.9 下水道に接続するためキッチンやトイレの設備改善工事をしたいが、接続工事や外部配管工事は対象となりますか。

A 居住住宅本体にかかる接続・外部配管工事であれば対象となります。

Q3.10 対象とならない工事とはどんな工事ですか。

A 建物の新築工事。

車庫(ガレージ)・物置・蔵等の住宅以外の建物の修繕や増改築の工事、ウッドデッキやバルコニー、サンルームなど住宅の付随施設、塀や門扉、庭木の植栽等の外構工事等も助成の対象となりません。

また、各種の申請手数料等も対象となりません。

日野町住宅リフォーム助成Q & A

Q3.11 諸経費は対象となりますか。

A 助成対象工事に伴うものであれば対象となります。

Q3.12 給湯器を取り替えは、対象になりますか。

A エコキュートなどの給湯器だけの交換は対象になりませんが、給湯設備の交換に伴い、配管工事や電気工事など、各種の工事が付随する場合は給湯器も対象になります。

Q3.13 床暖房設備は対象になりますか。

A 床の張り替えなど工事が伴う床暖房設備であれば対象となります。
シートを貼るだけ、被せるだけ、といった簡易なものはエアコンなどの設備と同じ扱いとなりますので対象になりません。

Q3.14 ガラスが割れたり、機械が故障した場合の修理費用は、対象になりますか。

A 修理全般は「工事」ではありませんので対象になりません。

Q3.15 床のワックスがけなどは対象になりますか。

A 「工事」ではありませんので対象になりません。
清掃作業なども同様の理由で対象になりません。

Q3.16 オール電化にする場合は対象になりますか。

A 対象になります。

Q3.17 ベランダを修理する工事は対象になりますか。

A ベランダ、ウッドデッキなどのエクステリアの補修工事などは住宅本体のリフォームではないため、助成対象外です。
ただし、住宅の一部としてのベランダ部分（2階のベランダなど外壁と一体となっているもの）の工事は、リフォーム助成の対象になります。

Q3.18 現在、居住している住宅の屋根に太陽光発電の設備を取り付ける場合は対象となりますか。

A 対象となります。
ただし、太陽光モジュールの公称最大出力が10KW未満のものに限ります。

日野町住宅リフォーム助成Q & A

Q3.19 個人住宅用の太陽光発電システムであれば、太陽光モジュールの公称最大出力が10KWを越えても対象となりますか。

A 対象になりません。

10KWを越えると家庭用ではなく事業用の位置付けとなります。電力全量売買が可能となり、営利を目的に設置される状況が考えられることから、助成の対象外としています。

Q3.20 住宅の新築に併せて太陽光発電システムを設置する場合は対象となりますか。

A 対象となります。

ただし、太陽光モジュールの公称最大出力が10KW未満のものに限ります。

【手続きについて】

Q4.1 施工業者が持参して申請してもいいですか。

A 構いません。

【助成金(商品券)について】

Q5.1 助成金の額はいくらですか。

A 助成対象工事額の10%について、上限額を10万円(1,000円未満の端数は切り捨て)として、町が指定する商品券で助成します。

また、台風被害の修繕・改修・補修工事については、工事支払額から保険金等の補填額を差し引いたものが助成額となります。

なお、自ら所有する空き家で、転入・転居を予定されている住宅をリフォームされる場合は、助成対象工事額の20%について、上限額を20万円(1,000円未満の端数は切り捨て)として、町が指定する商品券で助成します。

Q5.2 助成金(商品券)は、いつ、どこに取りに行けばいいですか。

A 交付決定および額の確定通知書発送時に、助成金交付日の通知を同封します。期日になりましたら、商工観光課までお越しください。その際、日野町指定商品券受領書に記名・押印したものを必ず提出してください。

Q5.3 助成金(商品券)に使用期限などがありますか。

A 2027年3月末までの期限となっています。

【その他】

Q6.2 リフォーム現場を確認に来るのですか。

A 必要に応じて現場確認を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。